

九州大学マンドリンクラブ同窓会 関東支部会則

第1章 名称

第1条 本会は九州大学マンドリンクラブ同窓会関東支部と称し、事務所を支部長宅に置く

第2章 目的

第2条 本会は九州大学マンドリンクラブ同窓会本部会則の目的達成に努めると共に、支部会員相互の親睦を図ることを目的とする

第3条 本会は前条の目的を達するため次項を行う

1. 演奏活動
2. 懇親会
3. 九州大学マンドリンクラブ同窓会の活動支援
4. その他必要と認めた事項

第3章 組織

第4条 本会は次の会員をもって組織する

九州大学マンドリンクラブ同窓会の正会員で、関東地区在住の者及び関東支部所属を希望した者

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置く

支部長 1名 副支部長 1名 幹事 若干名 顧問 1名

役員任期は3年とし留任は妨げない

第6条 支部長は本会の事業を総括し本会を代表する

第7条 副支部長は前条の事項において支部長を補佐する

第8条 幹事は本会の事業の企画、運営を協議して行う

第9条 顧問は支部長の諮問に応える

第5章 機関

第10条 本会に総会と役員会を置く

第6章 総会

第11条 総会は会員の意思を決定する最高の議決機関として次の二つを置く

1. 定期総会
2. 臨時総会

第12条 定期総会は年1回とし、支部長がこれを招集する

第13条 定期総会は次の事項を審議決定する

1. 本会の一般活動方針
2. 会則の改正
3. 予算および決算の承認
4. 役員を選任
5. その他の重要事項

第14条 臨時総会は次の場合に支部長がこれを招集する

1. 支部長が必要と認めた時
2. 役員会より請求があった時

第15条 総会の決議は出席者の過半数によるものとする

第7章 役員会

第16条 役員会は総会から次期総会までの運営機関として総会に対して責任を負う
次の場合に支部長がこれを召集する

1. 支部長が必要と認めた時
2. 役員1/3以上の要求があった時

第17条 役員会は次の事項を行う

1. 本会の一般活動方針の具体化
2. 会則の改正の提案
3. 予算案、決算報告書の提出
4. 会員の承認
5. その他の緊急事項

第18条 役員会は役員の過半数の出席をもって成立するものとする

第19条 役員会の決議は役員過半数によるものとする

第20条 支部長は役員会の承認を得てオブザーバーを指名できるものとする
オブザーバーは役員会に出席し発言はできるが議決権はない

第8章 会計

第21条 本会の運営は原則として、本部からの配付金と各事業の参加費によってまかなうものとする

第22条 本会の会計年度は1月1日より12月31日とする

第9章 改正

第23条 本会則の改正は総会において出席者の2/3の同意を必要とする

第10章 附則

第24条 この会則は会則の定める総会において第23条の手続きに準ずる手続きで承認を受けた時から効力を有するものとする

第25条 本会則を施行するに必要な細則は役員会の議決に付するものとする
その改廃についても同じである

2017年2月18日改正